

政令第百十三号

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条各号に掲げる活動」を「次に掲げる職務」に改め、同条に次の各号を加える。

一 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する国際緊急援助

活動

二 前号に掲げる職務に従事する職員の派遣が見込まれる地域において行う調整又は情報の収集

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

理 由

公務で外国旅行中の地方公務員に係る特例の対象となる職務に、国際緊急援助活動に従事する職員の派遣が見込まれる地域において行う調整又は情報の収集を追加する必要があるからである。